

第10回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和元年7月4日（木）午後1時55分～午後4時00分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
井上大介	熊本県教育庁人権同和教育課長
新谷良徳	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
事務局／水上明久	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
佐藤智浩	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐（総務・特定疾病担当）
友田京子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 参事
上田恭裕	熊本県教育庁人権同和教育課 指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和元年度（2019年度）の県の取組について
 - (2) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書（たたき台）について
 - (3) その他

【1 開会】

（事務局（水上））

それでは定刻前ですけれども、委員の皆様お揃いですので、ただいまから「第10回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。私、熊本県健康づくり推進課の水上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 新谷が御挨拶を申し上げます。

（新谷課長）

こんにちは。健康づくり推進課長の新谷です。

本日は、皆様、大変お忙しい中に、この第10回の熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、県が取り組んでおりますハンセン病問題啓発事業に御協力と御支援をいただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、本委員会は、『熊本県「無らい県運動」検証報告書』におきまして設置を提言され、平成27年3月に第1回の委員会を開催し、本年度、5年目を迎えます。

これまでの推進委員会において、ハンセン病問題の啓発を推進するために、様々な議論が重ねられて参りました。その間、特に最近の動きとしましては、社会交流会館の更なる充実を図る建て替えの検討が進められているところです。また、先週は家族訴訟の熊本地裁判決が出ております。また、今週は菊池医療刑務所の解体が始まるなど、ハンセン病問題を取り巻く状況が、今大きく変わりつつあるということをひしひしと感じているところでございます。

さて、本委員会では、概ね5年を目途にその検討内容を報告書としてとりまとめることとしておりました。そこで、本日は、事務局におきまして、第9回委員会までの議論を土台として、たたき台となるものを作成しております。皆様のご意見をいただきたいと思っております。

後程スケジュールについては、改めてご説明させていただきますが、今後、本年10月をめどに、大まかな取りまとめを行い、本年度中に、内田委員長から知事へご報告していただくというような大まかな流れを考えているところでございます。

大変限られた時間ではございますが、本日は忌憚ないご意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局(水上))

それでは、これから議題に入りますが、その前に、各委員のご紹介につきましては、配布しております委員一覧に代えさせていただきますと思います。なお、今年度から新しく委員になられた方がお一人いらっしゃいますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

県教育庁人権同和教育課長 井上委員、お願いいたします。

(井上委員)

あらためまして、こんにちは。県教育委員会人権同和教育課の井上と申します。今年4月に参りました。3月までは天草の学校現場の方におりました。もともと、菊池出身でございますので、こちらの恵楓園の方にも過去に何度も参った経緯がございます。学校

現場の人間ですから、新聞に出了した「合志楓の森小中学校」を今、来る途中で見て参ったところす。小中学校ができるということで、以前から情報は入っていたんですけど、今のところ（全校児童生徒が）800人くらいになるというような話も聞いております。合志市は人口がどんどん増えて非常に発展していると、そういう中で新たな学校と、そういった期待もあるかなというふうに思っているところす。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

（事務局（水上））

それでは、この委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、司会につきましては、内田委員長にお願いしたいと思ひます。それでは、内田委員長、よろしくお願ひいたします。

【議題1】

（内田委員長）

よろしくお願ひいたします。それでは、議題に入らせていただきます。

まず、「議題（1）令和元年度の県の取組について」でございます。本年度熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、事務局から報告をお願いします。一通りご説明をいただいた後、ご意見をいただければ、と思っております。

よろしくお願ひいたします。

（事務局（友田））

熊本県健康づくり推進課の友田と申します。よろしくお願ひいたします。では、座って説明をさせていただきます。

初めに、お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の平成30年度実績報告と令和元年度の事業計画でございます。本日、時間もございませんので、今年度、令和元年度の事業を中心に説明させていただきます。

まず、1頁でございます。「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。平成30年度の事業実施内容としては、昨年度、一般の方を対象に、7月と8月に2回開催いたしまして、合計で241名のご参加をいただきました。

令和元年度事業内容、下の方になりますけれども、今年度は例年どおり2コースでございますけれども、2コースのうち7月23日に開催する1つのコースを、小学5年生を想定した親子づれ、子どもと保護者のグループを対象に初めて実施いたします。7月5日、明日まで募集をしております。まだ、若干空席もございますので、もしお知り合いの方でご興味のある方いらっしゃいましたら、ご紹介の方をお願いしたいと思います。

親子コースは、地域の社会教育施設である「菊池少年自然の家」と連携して、今回ものづくり、プラホビーというものを作るんですけども、そういったものづくりも取り入れてまいります。将来は社会教育のコースにこちらの菊池恵楓園を取り入れていただいたり、大人や子どもが学ぶ場となるよう検討を進めていきたいというふうにご考えてい

ます。参考までにお手元に白黒の「菊池恵楓園で学ぶ旅」のチラシも入れておりますので、後でお時間があるときに見ていただければと思います。

続きまして2頁になります。2頁は、熊本県ハンセン病医療福祉研修会。平成30年度事業実施については、記載してございますとおり、医療・福祉関係業務従事者を対象に、3月9日に実施いたしまして、12名の方に参加していただきました。今年度、令和元年度につきましても、概ね従来の内容と同じ内容で、1月頃に実施を計画しております。

続きまして3頁、熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムです。平成30年度の実施内容は、一般の方を対象にいたしまして、11月25日の日曜日に開催いたしまして、約80名の方にご参加いただきました。今年度は12月ごろの開催を考えておまして、現在、内容は検討中でございますけれども、可能であれば中学生の皆さんに、ハンセン病問題をテーマにした演劇など発表していただいたりとか、パネルディスカッションを開催したりして、県民の方にハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発になるような内容を検討していきます。

駆け足でございますが、続いて4頁そして5頁でございます。ハンセン病問題啓発パネル展。まず4頁でございますけれども、4頁の下、令和元年度事業内容のところでございます。本年も6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せまして、パレア、県庁ロビー、県庁地下の3カ所で、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しました。

そして、併せまして5頁でございますけれども、5頁の下の方、令和元年度事業内容に記載していますが、同じ時期に県立図書館で実物の絵画を展示する、菊池恵楓園絵画展「えとことば」、そして絵画のパネル展、これは絵画を写真に撮ってパネルにしたものですけど、同時に、図書館に全面協力いただきまして、図書館内で書籍の展示も実施いたしました。そして、絵画展が開催した最初の日曜日に、菊池恵楓園心の朗読会を開催いたしまして、約70の方に参加いただきました。菊池恵楓園絵画展の「えとことば」には、10日間開催して約430の方に来ていただきました。

こちら、後ろの方にカラーのチラシをお配りしておりますので、後でお時間があるときに見ていただければと思います。

最後に6頁でございます。ハンセン病問題啓発リーフレット。例年、リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成しておまして、県内の高校1年生や市町村そして市町村教育委員会に配付しております。今年度も同様に3月までにはリーフレットを作成いたしまして、配布をしたいというふうに考えております。以上でございます。

(事務局(上田))

こんにちは。人権同和教育課の上田と申します。座って説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。人権同和教育課の方からは、三つの事業を紹介させていただきます。

一つ目は、本年度から事業名を変更しました「教職員のための菊池恵楓園現地研修」についてです。目的は、菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を

高めることです。平成 27 年度から実施し、平成 29 年度までの 3 年間を駆けまして、県内の公立小・中・義務教育学校、そして県立学校から、全て参加するという形で、これまで実施をいたしました。昨年度から 2 巡目に入り、今回は 4 年かけて実施することとしました。今年度はその 2 年目となります。参加者数は約 120 名です。内容につきましては、昨年と同様、フィールドワーク、講話及び協議を行います。

続きまして、2 頁目をご覧ください。二つ目は、「各学校におけるハンセン病回復者等の人権に関する研修の推進」についてです。こちらは、人権の意義・重要性や「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高めるために実施しています。参加者は教職員ですが、各学校の校内における研修資料を本課から提供し、実態に応じて研修を行うように依頼をしています。また、新規採用者及びこれまで研修を受けていない者に対しては、「ハンセン病問題啓発 DVD」の視聴による研修を行うよう依頼しております。なお、先ほどの「教職員のための菊池恵楓園現地研修」に参加した学校については、学校へ戻ったあとで、研修資料を作成し、職員研修を必ず行っていただくこととしています。

次のページをご覧ください。最後に、「学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会」についてです。こちらは、学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力の向上を図っています。対象者は、教職員の他に、PTA、社会教育主事、社会教育指導員等でございます。研修には、県で主催する研修の他に、他の団体が主催する研修もございます。そこで行う私たちの講話の中で、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題の研修講話を実施するとともに、本日配付しております「人権教育・啓発リーフレット」を配付し、「ハンセン病回復者等の人権」が、本県の重要な人権課題であることを周知しています。「その他」のところに記載しているものは、昨年度行いました研修の一部です。本年度につきましては、主催者と相談しながら実施して参ります。以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、委員の先生方からご意見等を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

(遠藤委員)

熊本県立図書館、くまもと文学・歴史館で行われた催しは、ずいぶん好評だったようですが、アンケートみたいなものはとられたのか、実施されたのか。そのアンケートの内容を教えてくださいと、どういうふうにもうまくいったのかということも私達もわかると思いますし、他の実施した分についても、アンケートはとても大事だと思います。ちょっと教えていただければと思います。

(事務局 (友田))

アンケートにつきましては、ずっと期間中 (アンケート用紙を) 置かせていただいて、

数名の方からご回答いただいています。ただ、本日は集計が間に合っていないので、ご報告が正確にはできないのですが、「熊本に長いこと住んでいたけれども、初めてこういうハンセン病の皆さんの絵を見ました」とか「実際は、今まで“ハンセン病”という言葉は聞いたことがあったけれども、事実をあんまりわかってなかった」というような感想が多かったように思います。また正確に集計してから分析をして、後日、機会のあるときにご報告させていただきたいと思います。

(内田委員長)

他にご意見ございませんでしょうか。

(志村委員)

私はですね、今年の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典に参加しました。そこには法務大臣も参加して。そういうこともありましてね、統一交渉団の中で、私は、この問題は、ただ厚労省が一人でやってもね、なかなか国民に理解をいただけないということからですね、文科省と法務省も入ってくれ、ということをご提案しました。

そしたらですね、皆さん、家族訴訟、熊本地裁で判決が出ました。これは文科省及び法務省、これを入れてやる、ということをご明確に書いてあります。

で、これを尊重するということになりますとね、熊本にも法務局がありますし、福岡の方の支局もですね、頭（トップ）が変わったときに納骨堂に献花をされて、そして自治会と短い時間ですけど、話し合いの時間がありました。で、端的に、私は、意地悪な質問と思われるかもしれませんが、「法務局長さんたちは、人権とはなんですか、という素朴な質問に対してどう答えられますか」と。「難しいですね」と。「じゃあ何分時間をおいたら、納得するようなお話ができますか」と言ったんです。その問題に対して結論は出ない。

で、人権というものが、抽象的概念であったという現状からして、今度の熊本地裁判決によって、法務省も中に入れ、それと、文科省も入れ、ということになったことは、大変うれしいことだったんです。

そこで、この最初のね、この委員の構成の中に法務省は入ってないですよ。熊本地方方法務局というのがね。これ、私は、今後は、今年ではできなくても来年からは入れる、というような方向性をとっていただきたい。

それはですね、あの国賠訴訟を起こした時にですね、私は恵楓園の原告団の団長をしました。そうすると、いろんな中傷誹謗のハガキが来たんですよ。それで私は弁護団に、この法務局に行こうじゃないか、と。そういう話をしますと、「行ったってしょうがないから、もう止めとった方がいいですよ」と弁護団は言う。しかし、国は、各県には人権擁護課の下に、人権擁護委員というのがこう網の目のように張り巡らされている。そしてその元締めみたいなところに、法務局がある。確かにそこには、人権擁護課があるんですね。しかし、それが国の方にまで上がっていかないという現状がある。どこでどう間違っていくのか、そのあたりのことがあって、国が言っていることと、実際、現場の

意見を、ハンセン病に対する人権問題に対するかなりの乖離があるというふうな認識を持っている。

そこで、人権問題の議論をするときに、熊本県の法務局が来ないというのは、私は、これが一番の問題点じゃなかろうか、ということ指摘しておきたいというふうに思っています。

(内田委員長)

ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。・・・よろしいでしょうか。

では、今、いろいろとご意見をいただきましたので、健康づくり推進課、人権同和教育課におかれましては、本日の意見を参考に、より効果的な事業を実施することと、それから、委員構成についても今、志村委員からご意見がございましたので、ご検討いただければと思います。

【議題 2】

(内田委員長)

続きまして、「議題 (2) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書 (たたき台) について」でございます。

事前に資料も配布させていただいておりましたので、ご検討いただいたと思いますけれども、本日はここを中心にご意見をいただきたいと考えております。よろしく願います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 (佐藤))

熊本県健康づくり推進課の佐藤です。私から、資料 3 についてご説明いたします。着座にて御説明させていただきます。

報告書作成の経緯につきましては、冒頭、課長の挨拶にもありましたが、この委員会発足後、概ね 5 年を目途に検討内容をとりまとめることとしていたものです。

報告書の構成につきましては、資料 3 の 1 頁から 2 頁の目次のとおりですが、これは、別途お配りしている本委員会の設置要項の第 3 条に、本委員会の協議事項が 3 つ示されており、これらの項目に加えて「現状と課題」あるいは「委員会の在り方」などを加えた構成としています。

報告書作成の作業スケジュールですが、資料 4 頁をご覧ください。本年度、第 12 回委員会で報告書を取りまとめたいと考えています。

まず、今回は、第 1 回から第 9 回までの各委員の主な意見を、項目毎に整理いたしました。まだ意見を述べ足りないとか、提案したいというところが見えてくるかと思いませんので、ご意見をいただければと思います。

ただ、今回の委員会だけでは時間が足りないと思いますので、第 11 回委員会までに、

特に8月を中心になるかと思いますが、私ども事務局が各委員の皆様個別に訪問して、ご意見の補足など、聞き取りを行いたいと考えております。

次回の第11回委員会は、資料では未定としていますが、9月末から10月初めの開催を考えております。この第11回委員会で、報告書(案)として8割程度の完成度をめざし、第12回委員会は年明け1月頃に開催して、最終的な報告書としてとりまとめたいたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

では、資料3の説明に入ります。まず、この資料の構成をご説明いたします。

5頁をご覧ください。各項目ごとに、委員の皆様のご意見をとりまとめた内容を枠囲みに整理しております。今後、この枠囲みの中が、報告書として磨き上げていく部分になります。

ちなみに、この5頁のとりまとめに関わる委員の皆様のご意見は、7頁の方に①から⑤とありますが、こちらの方に記載しております。とりまとめに反映したご意見は下線の部分になります。繰り返しますが、報告書としては、5頁の枠囲み部分が残って、7頁の各委員の皆様のご意見は、最終的には残りません。

なお、今回の開催に当たりまして、事前に委員の皆さんに資料を配付して説明していましたが、説明後の関係機関とのやりとりで、表現が好ましくない部分、例えば「決めつけ」の表現になっていたり、あるいは、わかりにくかった部分などは修正しています。

修正した部分は、例えば5頁を見ますと、二つ目のマルのところ、「知識を刷り込まれ、信じ込まされた人々」とありますが、このように網掛けしている部分が修正した部分になります。傍聴者の方々には、網掛けがない溶け込み資料を配布しています。

それでは、資料3の内容について、時間も限られているので概略を説明いたします。

まず5頁、ハンセン病回復者を取り巻く現状と課題等、(1)ハンセン病問題への関心。

一つ目のマル。熊本県では、国賠訴訟や宿泊拒否事件の報道で、県民のハンセン病問題への関心が高まった。次のマル。一方で、地方自治体の職員でさえ、ハンセン病を知らない職員がいる。次のマル。県民アンケート調査では、60歳以上の世代は、ハンセン病が感染しにくいことを知っている割合が高い一方で、偏見や差別意識があると感じている割合が高く、逆に39歳以下の世代は、偏見や差別意識がないと感じている割合が高い一方で、ハンセン病が感染しにくいことを知らない割合が高い傾向が見られました。

7頁をご覧ください。ハンセン病回復者の高齢化。ここは、高齢化により、入所者自治会の存続が危ぶまれ、入所者との交流がいずれ不可能となる、と書いております。

9頁と10頁に、差別・偏見の具体的事例を載せております。この部分は、枠囲みしておりませんが、報告書としては残していく部分になります。今後、ここを充実していきたいと考えております。

10頁、県のこれまでの取組に対する評価・提言、ということで、11頁の課題、総論。二つ目のマル。ハンセン病回復者の多くが、国賠訴訟後も差別や偏見はほとんど変わっていないと感じている。次のマル。県の取組みは、参加者が少なかったり、広がりがないならば効果は限定的だ。一つ飛ばして五つ目のマル。普及啓発には学校現場での人権教育が欠かせない。そのための人材育成が求められる。次のマル。啓発の一番の課題は、

ハンセン病問題を熊本県の教訓として生かさなければならぬこと。共生社会の実現につなげていかなければならぬ、というふうに課題を整理しております。

14 頁をご覧ください。今後に向けて。二つ目のマル。対象とする集団別に関心を高める広報や魅力ある講演、歴史や美術、文学などを絡めた創意工夫が必要。また、マスコミ、宗教、法曹など広く各界との連携が必要。三つ目のマル。啓発が単なる繰り返しにならないよう、PDCAサイクルにより企画内容を改善していく。その次のマル。参加者の行動改善に結び付けるため、どのような変化、気づきが起きているのかという指標をフォローアップすることが必要である。五番目のマル。集団によって、関心を持ってもらうための啓発プログラムと、もう一步踏み込んで行動変容を来たすような啓発プログラムに分けた取組みが必要、です。

17 頁をご覧ください。各界に求める今後の啓発の進め方等の提案。まず、医学界に対する提案。一つ目のマル。医者に関心は、どうしても目の前の患者が中心になる。新規患者が稀となったハンセン病患者への関心は薄れてしまう。一つ飛ばして三つ目のマル。ハンセン病問題は、医療倫理の課題としてきちんと伝えていく必要がある。四番目、今後は終末期医療をどうするか。様々な領域の診療を円滑に受けられるシステムが求められる。

19 頁目、患者と医者との関係性。ここは、今後、患者の権利を守るというアプローチが求められる、とまとめています。

その下、医療だけで解決できない問題。感染症では、社会防衛を理由に、差別をする加害者が被害者になる逆転現象が起きやすい。ハンセン病問題を教訓に、感染症への対応と一緒に人権上の問題も考えなければならぬことを啓発する必要がある、と提案されています。

21 頁をご覧ください。福祉界に対する提案です。専門家の必要性。退所者が社会の中で人生を歩むには、専門家の協力が欠かせない。伴走型の生活支援の役割をもつ専門家が必要だ、と提案されています。

22 頁、介護施設の受入。一つ目のマル。介護施設への入所の不安を解消するよう、施設運営者、職員及び入居者に対する啓発が必要である。2 番目のマル。また、安心して介護施設を利用できるよう、苦情処理分野にハンセン病問題の知識を有する人の関与が必要である、と提案されています。

22 頁の下、患者の権利。ここは医学界への提案と同じく、入所者の権利を守るというアプローチが求められる、と整理しております。

23 頁、法曹界に対する提案です。ハンセン病患者を日本国憲法の枠外に置いた根拠は、戦後は「あなた方のためですよ」というパターンリズム。憲法学界で「パターンリズムは権利」と言われ始めており、ハンセン病問題は大きな教訓、警鐘となっている、と提案されています。

24 頁、マスコミに対する提案です。まず、インターネットを介する表現の問題、ということで、インターネットでは、内なる優生思想が表面化し、建前に対する“本音のようなもの”が暴れだす危険がある。人権を否定する人達にいかにかハンセン病問題を正しく理解してもらうか、考えなければいけない。

25 頁、マスメディアへの提案。一つ目のマル。報道関係一人一人が強いジャーナリズム精神を守る仕組みづくりが必要である。二つ目のマル。マスメディアと学校が連携する人権教育プログラムは非常に魅力的。高校と大学での連携を期待する、と提案されています。

26 頁をご覧ください。宗教界に対する提案。こちらでは、(罪人の病) (聖なる病) という教えの元となる俗説的地獄論に対しておかしいということの啓発が必要である、と提案されています。

27 頁、これからの各界と連携した取組の方向性なんですけども、まず総論。基本的な考え方ということで、一つ目のマル。ハンセン病問題は、ハンセン病回復者に対する名誉の回復、被害救済が十分にできていない限り、現在の問題であると理解することが必要である。一つ飛ばして三つ目。知識偏重では行動改善につながらず、差別や偏見をなくすことは難しい。多くの人々は、偏見・差別していないと思っているが、実際には人権侵害になっている場合がある。そのギャップを埋めていくことが必要。最後のマル。障害者差別解消法は、絶えず人権侵害の事例を集めて改善を図っている。ハンセン病問題も、具体的事例を示していくことが、事態の改善や啓発教育に必要である。

28 頁、学校における教育活動。二つ目のマル。小・中学生の人権教育は大切であり、その教師に対する研修は意義がある。教師には、学校における自分の教育活動へのフィードバックが求められる。三つ目のマル。各段階の教育に応じて、一貫した人権施策が求められる、と提案されています。

29 頁、その他の人権問題との関係。人権は抽象的な概念であり法的裏付けがない。「部落差別解消の問題」や「障がい者差別の問題」などと通底するものを考える必要がある。

30 頁、語り部とボランティア対策。下の総論の部分です。二つ目のマル。語り部機能の存続には、伝承者を育成することが求められる。

31 頁、DVD化。一つ目のマル。今の語り部による講演を録画・録音することが大切である。二つ目のマル。県は、無らい県運動検証後のフォローアップとして、ビデオを撮っている各団体の取組みをまとめることが必要である。

32 頁、DVD化以外の方法。一つ目のマル。原爆の悲惨さを伝える活動事例のように、高校生が伝承者として語り継ぐ仕組みを検討する必要がある。二つ目のマル。水俣病の活動事例では、朗読で当事者の言葉を蘇らせている。また、ある小学校では「ハンセン病差別を生きる」という紙芝居の事例もある、といったことが紹介されています。

その下、ボランティア。一つ目のマル。ボランティアガイドのモチベーションを維持・向上する創意工夫が必要である。二つ目。ボランティアガイドから、伝承者として活動いただくことも必要である、と提案されています。

33 頁、入所者の減少と退所者の相対的増加。一つ目のマル。ハンセン病問題は、いずれ入所者の問題から退所者が社会の中で生活していく環境整備の問題に移行する。二つ目。国や自治体が啓発するほど、退所者が暮らしやすい社会になる。ハンセン病回復者が一步を踏み出し、社会の中でありのままに生きていくことが一番の啓発である、と提案されています。

その下、療養所の永続化。入所者がいなくなった後の療養所の永続化の問題は、国、

県、市、入所者自治会で一緒に考えていかなければならない、と意見されています。

34 頁、資料の保存。菊池恵楓園には、明治 42 年からの患者カルテが残されており、世界的にみても大変な遺産である。これらの貴重な資料は、ハンセン病問題を検討していくために使えることが重要である、と提案されています。

35 頁、委員会のあり方について。取組の成果、検証。一つ目のマル。委員会の役割は、統合的かつ全体的にそれぞれの企画のコーディネートをすること。二つ目のマル。PDCA サイクルによる検証をすること。最後のマル。いろんな職種のニーズに応じた啓発プログラム作りの支援、といった意見が出されました。

36 頁、人権教育。ここでは、自尊感情の保持と人権の大切さのメッセージを届けるには、ハンセン病回復者の方の実体験に基づく話が説得力を持つ。どう受け継ぎ、どう広げていくのか。

今後の進め方。次の新しい委員会での議論をどう展開していくのか、2020 年度以降について明確にしなければならない、といったご意見をまとめたところでございます。

資料全体を通しまして、今後、報告書の内容となるとりまとめ部分について、まず、盛り込むべき意見がとりまとめの部分から漏れていないか。あるいは、各委員のご発言を私どもが切り取って整理したため、発言の趣旨が適切に表現されているか。また、難解な言葉はわかりやすい言葉にできないか。議論する中で、例えば「パターンリズム」というのはなかなか難しい言葉かな、という感じを受けています。また、適切な表現となっているか。あと、できる限り客観的な根拠が示せないか。そういったご視点から、とりまとめ部分についてご意見をいただければありがたく存じます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から、報告書（たたき台）について御意見を承りたいと思います。部分部分に分けて、ご意見を順次お聞かせいただければありがたいと思います。まずはじめに、「Ⅱハンセン病回復者を取り巻く現状と課題等」の部分について、先生方からご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(中委員)

私は退所者の立場で、退所者の現状と課題ということでお話をしますが、これまでの委員会の中で述べてきたとおりです。私は、度々申し上げておりますとおり、大阪府、大阪市の次は、熊本県がハンセン病問題に（積極的に）取り組んでいただいているということは、まさにその通りです。

実際、6 月 19 日、20 日と、初めて長崎県の平戸というところに、教育の職員あるいは学校の先生方の研修に呼ばれて行ってきました。そして、その前に、なにしろ県外はハンセン病に対して啓発あるいは研修をしていないという、私は今までの経験から実感しておりますので、合志市と菊池恵楓園と作った DVD、それとたくさんの資料を添えて、それに医学の、わかりやすく知ってもらうためには、野上先生が、古いですがけれども、

2011年の11月ですかね、「菊池野」、恵楓園の機関誌にボランティアガイド養成講座で述べられたことを文章にしております。そういったものなどもコピーして、それと私が「ハンセン病差別を生きる」という熊本県の高等学校の副読本で十数年前に投稿したものとか、あるいはピアサポート啓発推進員ということで、ふれあい福祉協会に掲載したものとか、いろいろ送りました。そしたら、先生方もそれをコピーして学習されたようです。それで1時間半くらいお話する機会がありましたけれども、アンケートもいただいて、当初は50人くらいということでしたけれども、地域の人たちもたくさんですね、ハンセン病のことを聞いたことがない、ということで関心を持たれて、87名の席が埋まったと書いてありましたけれども。熊本県以外の県では、やっぱり啓発していないということが、アンケートから見て取れました。

まあ、熊本県を褒めているような感じですけど、実際、学校あるいは教職員の研修等々、あるいは県の職員の研修なども、過去に5年連続してもらったり、熊本市など、あるいは菊池市なども。熊本市は今も、毎年、職員研修をやっています。

そういうことで、私達退所者がですね、なぜ住みやすくなったかというのは、先ほど資料にも書いてありますとおり、国及び自治体が、ハンセン病問題の啓発をすればするほど、私たちが園から出ていって暮らしやすくなるんだ、ということは、まさしく当たり前のことなんです。

それと、先ほど志村委員が家族訴訟の件でお話しされましたけれども、6月28日の裁判の判決で、皆さん、熊本日日新聞あるいは西日本新聞、その他の新聞などで大々的に報じられているのをお読みになったと思いますけれども、先の違憲裁判の判決では、60年以降のハンセン病患者の隔離の必要性はなかった。よって、厚生大臣の過失及び国会議員の不作为という、この2点でしたけれども、今度の家族訴訟では、なお拡大されていて、平成8年、1996年のらい予防法廃止後、厚生労働省と法務省、文科省、この3つの大臣等々もハンセン病問題に対する啓発をしてこなかったんだ、ということが取り上げられておりますし、また、国会議員の不作为というのも挙げられております。

ですから、いわゆる1960年からなぜ裁判の記録にされているかというのは、これは御承知のように、WHOが、日本はらい予防法という法律の下にハンセン病患者を隔離している、もうその時代ではない、もうハンセン病患者も一般の疾病と同じように外来治療に転換しなさいという勧告を出している、そのことから、裁判所も隔離政策の誤りを書いているわけです。まあ、その後、96年まで、らい予防法を実施して隔離してきたということなんです。

そういうことで、法務大臣、厚労省、文科省が啓発をやっておれば、家族も、もちろん私達当時者、病気を患って苦しんできた当事者もそうなんですけど、家族もこれほど社会の中で人生被害を受けることはなかっただろう、というような判決だったと私は解釈しております。

ですから、私は今度の熊本地裁判決の文書を読みながら、判決文そのものを講演先で読み上げて、裁判ではこういうふうに国を断罪しました、というような、とっても話しやすい内容になっているかと思っています。

ですから、まだこの判決は確定されておりませんが、無事に控訴断念を国が決

意して、熊本地裁判決が確定することを祈っておりますけれども、それに基づいて、こうして地方の自治体ですね、さらに啓発を続けていただくと、私達も先がもうありません、時間はないですけれども、少しでも生きていて良かったなと思えるような社会になるんじゃないかと思っています。

(内田委員長)

ありがとうございました。他に意見等はございますでしょうか。

(志村委員)

このハンセン病問題啓発推進委員会ではあるんですが、実際に各学校から来ますと、私と太田副会長と交互に講話という形でやっているんですが、これは、一応ですね、学校の場合はですね、事前学習を学校でやってください、そしてなおも疑問があれば、それを文書化して送ってくれ、と。それに答えていくわけですけれども、ハンセン病問題だけに特化しない。その他の人権問題、いじめとか、子ども達が自殺する、そういう問題に対しても私たちはアプローチをしているわけです。

で、一番最初にですね、せっかくみんなが来てくれた、私はもう 86 歳になるお爺さんです、みんなと約束をしよう、それは何かといたら、「死ぬことを本気で考えたらいかん、生きることを死ぬ気になって考えろ」、そういうことを子ども達に話している。

それと、学校の先生にも、一番生徒と向き合っているのは先生のはずなんだと。だから、この生徒は今日どこか変だ、という、そのことを、その教師自身が子どもに対してどういう関わりを持っているか、ということになると、その人の心の動きまで汲み取るような感性がないといかんということを、先生にも言っている。

そういう形で、ハンセン病にとどまらず、社会情勢といった問題についても踏み込んだことを言っている。特に、子どもの権利条約、これについて質問したら、先生方は全然答えないし、教育委員会も答えないという状況。学ぶ権利というものが子どもにあるんだということを言っている、日本はそれを批准している。こんな矛盾した話はないと思う。分からないから、分からないまま次の学年に進級する、というのを、これは責任の放棄だ、というふうに、私は先生方に申し上げている。分かるような教育をなぜやらないの。どこが分かってないのかが分からないような先生を採用してもらったら困るといのが、私は、ね。お前はもう学校に来なくていいと、学ぶことをしなくていいといふことを言われた者からすると、これはやはり教育の現場に立つ人については、厳しい指摘を、私はしておかないといかん。

ということと、それと医学の問題について、私はアンケートをとれば、現在でも、「らいは遺伝である」というような医者が大量にいると思う。本音で言ってくださいと言えればそういう医者がいると。

それはなぜかと言うと、私はこの裁判には参加しなかったんだけど、妹なんかですね、興信所にあばかれて、結納が整った後で破談になった。弟の結婚のときにも、久留米の医者から、「らいは遺伝であるからその結婚は進めない方がいい」と。そう言われた、自分の兄弟だけじゃなくて、先方の方は絶対にですね、これは、らいは遺伝だというふう

に考えているというふうに思える。

だから、医学の犯した功罪、罪についても、はっきりとこれは償いをする必要があるんじゃないか、と。そういうふうに思っている。

そういったことに対して、昨日ですか、水俣で、あれは公害問題じゃない、と言う議決がされた。私は最初から、チッソ水俣水銀症という名前を付けろと。水俣病という病名はないんじゃないか。そういういうことをずっと言ってきた人間です。で、公害病じゃないというようなことになってね、ハンセン病だって、我々が死に絶えたときに、どういふふうに総括されるか、ということが大変懸念するような状況が生まれてきている。というふうに思います。

そういうことで、非常に、私たちが発言すると、シビアなところで話をするものから、あの志村という奴は、という話になってしまうんですけど、実際に、太田副会長だって、あなたたち学生はね、学校で、自分たちと違って公教育を受けられている、そのこと自体についても感謝すべきだし、学ぶことは大変大事ですよ、と言っている。

で、子ども達、手紙をよく書きます。「中体連、一生けん命頑張ります」「高体連、頑張る」、それはほんの一部分にすぎない。なぜ、中体連、高体連というのを、教育の中であれだけ力を割くのか。私にはまったく理解できない。そういう学校生活がある。我々のときには、柔道部と剣道部、それと教練の時間は銃剣術をやる。そういう反省の上に立ってやる、物事を考えるならば、高体連、中体連も私はおかしな方向にいつているような気がしてしょうがない。

そういうことも含めて、この問題を矮小化しない、ハンセン病に矮小化しない、そういうことを根底において、報告書というものがまとまっていけば幸いだと思います。よろしくお願いします。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは時間の関係もございますので、その次の「県のこれまでの取組みに対する評価・提言」についてご意見を賜りたいと思います。

(遠藤委員)

時間も押してすみませんが、1について立ち戻ってよろしいでしょうか。「1 現状と課題」の枠囲みの中に書かれていることは、問題の所在をすごく明らかにしていると思うんです。

一番上の、熊本県がこれまでハンセン病問題の啓発に一生懸命取り組んで来られたことが書かれています。ところが、自治体の職員でさえ、まだハンセン病がどのような病気かさえ知らない方もいらっしゃる、ということも記載されています。自治体職員の反省があるにも拘わらず、どうしてこういうことが起きるんだろう、と誰でも疑問を持つと思います。これは、前回もお話ししましたが、こうした啓発活動が若い人たちを対象にどんどん進んでいっているのに、その成果が目に見えた形で出てきていないという課題が示されていることですよ。

それから、3番目のところは、前回の第9回の会議で資料に出されたアンケート結果で、

あなた自身の気持ちの中にハンセン病患者さんや治癒された方に対する偏見差別意識があると感じますか、という質問に対して、自分自身が「ある」という答えも、「少しある」という答えも増えており、そして、「わからない」というのも増えていました。前は、その点が注目されたんですけども、私は、3番目のタイトルの次にまずこのアンケート結果をもってきて、そこから中身の説明に入った方がいいと思うんです。

今日お示しいただいたアンケートでは、高齢者の方はハンセン病がうつりにくい病気だと知っていながら、偏見差別があると答えているんですね。まさにこれが、差別偏見の問題だと思うんです。逆に若い人の回答では、うつりにくい病気という知識がない中で偏見差別がないというんですから、偏見差別がないことの実態が伴っていないわけですね。そのこと自身が、先ほど触れました県がやっている啓発の取組みが、効果を生んでいないという結果として出てくるんですね。

啓発活動に取り組んできている皆さんが虚しさを感じるかどうかは別にして、まさにこの現状をなんとか改善するためにはどうしたらいいか、という課題がここから十分に汲み取れるのではないかなと思うんです。そういったことを、ここはしっかりと書いておいた方が良くと思います。

(内田委員長)

まだ「Ⅱハンセン病回復者を取り巻く現状と課題等」についてご意見があるようでしたら、それも含めて議論したいと思いますが。

(小野委員)

今お話しなされたことは大変大切で、三つ目のマルは、60歳以上の世代に、ここ十年、ハンセン病が感染しにくいことを理解してもらえたのは良かったんだけど、差別や偏見がまだ減っていないと感じている割合が高いという書き方にさせていただくと、もっと適切かなと思います。

(遠藤委員)

県のこれまでの取組みに対する評価というのは、そこを受けて具体的に書き込んでいかなければいけないんだと思う。総論のところのと、ここの議論がうまく結びついた形になると、1の議論とここでの議論が別々の議論にならずに済むんじゃないか。これ自身がまさにPDCAサイクルなんだと思います。

(内田委員長)

それでは、時間の関係で申し訳ないんですが、県のこれまでの取組みについて、少しご意見をいただければと思うんですが。

(遠藤委員)

またちょっと戻って恐縮ですが、9頁に、差別・人権侵害の具体的事例が書かれていますが、これは報告書の中に残した方がいいと思います。先ほど志村委員が仰ったように、

人権という言葉が抽象論で語っても意味がありません。どういうことが人権侵害に当たるのかという具体を詰めていかないと人権侵害という言葉の内実が豊かにならないと思います。

そういう意味では、個々の事例を、次の高齢化の問題とか、退所者の問題、その他の問題とうまくつなげて、こういう種類の人権侵害はこういう形で現れるということ、単に羅列するんじゃなくて、それぞれのテーマに関わる形で少し整理していただくと、言いつばなし、聞きつばなしにしない議論にできるのではないかと思います。

そういう形で示すことができれば、自分は人権侵害をしたことがないと思う人たちに、こういうことが実は人権侵害になるんですよ、という素材を提供することによって、具体的にはどのようなことをすることが人権侵害に当たるのかという、具体的な気づきというのが起きてくると思うので、ここはとても大事な素材で、それを次の項目にうまく結び付けていただく形で具体化すると、すべてが見えてくるような気がします。

(内田委員長)

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(小野委委員)

11頁の総論のところですけども、やっぱりどこかに「高齢化」という、「高齢」という言葉がどこかに出てきた方がいいかな、と思っております。13頁のところには「高齢化への対応」というのが出ておりますので、できれば一つマルで、別に挙げていただければと思います。

(井上委員)

一つだけよろしいですか。学校現場や教育委員会では人権問題あるいは差別の問題というのを子ども達あるいは教師自身で学ぶときに一つ大事にしているのは、「無知であること」あるいは「無関心であること」が結果的に差別を、人権侵害を助長するということ。これはハンセン病のこの問題だけではなくて、「いじめ」しかり「水俣病」しかり「同和問題」しかり、と。そのあたりも学校教育の中では非常に大事にしているところです。これが具体的な人権侵害とは言えないかもしれませんが、大事なかなというのを、ちょっと今、委員の皆様のご意見を聞きながら感じたところです。

(中委員)

あのですね、語り部をされていた方が、あるところに講演に行くと、無知がゆえの差別、という言葉を使ったら、後から帰ってきて、お叱りの手紙が何枚も自治会に届いたというようなことを5~6年前に聞いたことがあるんですね。ですから、私達当事者が人前でお話をする場合、やっぱり言葉に気を付けて話さないと、聞いている側に向かって、「無知がゆえの差別だ」なんていうことは、やっぱり話したらいかんのじゃないかな、と私は思っています。そういう意味では「無知」とかそういったことは、注意して使わないようにしています。ですから講演する側もですね、なかなか、一度発した言葉は取

り返しがつかんもんですから、怖い面も、難しい面もありますね。

(井上委員)

実際、学校現場では「無知」という難しい言葉よりは、「正しく知ろう」というような話をしていくことがあります。

(中委員)

これとは別になるかもわかりませんが、ちょっと思い出したのでお話しします。ある団地の事例で、精神で病んでいる方がですね、団地ではひと月に一度、全員で周辺の清掃作業をするんですけども、そのときに自分はこういう具合が悪い、障がい者だから参加できません、ということで、障害3級の診断書を会長に届けていたらしいんです。

ところがですね、年度替わりの会計報告で、誰々さんは清掃作業に出てこなかったと配られた。診断書も出しているのに、どこも障がいがあるとは見えんのに無断で欠勤したから罰金払え、と。そういうふうに言われたということを知ったことがありました。

だからこの人権という問題ですね、このハンセン病問題に限らず、守秘義務などがあるって難しいことは法律で決まっていますが、巷の一般の方々には、他人の人権ということに対して、あんまり重く感じてないんじゃないか、私はそう感じました。余談ですけども、一応、人権問題の参考になれば、と。

(内田委員長)

ちょっといいですか。人権ということについて教育をする場合、ケースバイケースで、どなたにお話しするかによって違って来るんだろう、と思うんですね。

例えば、被害者サイドの方に対して教育・啓発していく場合と、加害者サイドの方に対して教育・啓発していく場合とでは、当然、その内容とか目的とか趣旨が違って来るんだろうと思うんですね。特に加害者サイドの方について言えば、人権侵害しているにも関わらず御存知なければ、気付いてほしいという形の啓発をする。気付いた場合には加害者という立場からおりていただいて、むしろ理解者の方に変わっていただく、そういう方向で教育・啓発していくということになるんだろうと思うんですね。

それに対して、被害者サイドの方について言えば、中には被害者にも関わらず、自分を責めていらっしゃる方がいるんですね。差別されるのは自分が悪いからだ、と思って、また、他人からそういうふうと言われて、自分を責めるという方がいらっしゃるんですね。そういう方には、自分を責めることは全く必要ない、悪いのはあなたではなくて、社会の方が問題なんだという形で、むしろその方に対して、いろいろと支援をすることか、サポートしていく、そういう形の教育・啓発が必要だろうと思うんです。

今回の家族訴訟の副団長をしていた黄光男（ファン・グァンナム）さんという方がいらっしゃるんです。黄さんもよく仰っていて、ご自分は在日だったので、在日のことについてはよく学んできた。だから自分の被害者性についてはよく整理されて、その問題についてはきちんと自分でこう考えて、アクションできるようになっていた。ところがハンセンについては全く学ばなかった。だから、非常に頭の中でモヤモヤしていて、非

常に何か精神的にはっきりしなかった。整理できていないので、それが人権侵害だと思ってこなかった。それが、今回、家族訴訟を通して学ぶことによって、自分が被害者だということが分かったし、問題がどこにあるか、ということが分かった。それに対してどういう行動をすれば良いのか、ということが分かったということを仰っています。

それで、そういうことを、やはり被害者の方に対して、教育・啓発していくことが大事ではないかと思います。訴訟しなさいという意味ではないのですが、この点が一つのポイントだ、と思います。誰が対象かということはかなり明確に意識しながら、お話をさせていただく。学校の中とかでは、そういう特定の方だけではありませんので無理かもしれないけど、教育、啓発の趣旨というのはそれぞれのところで違うということを意識したうえでやっていかないと効果がないだろう、と思いますね。

加害者性とか被害者性の全部をひっくるめて、抽象的、一般的に何とかしましょうね、と言っても、なかなか受講者の心に入っていない部分があるんじゃないか、という気がするんですね。そういうところも今後の課題かな、という感じがしております。

それでは、時間の関係で申し訳ございませんけど「IV各界に求める今後の啓発の進め方等の提案」について、委員の先生方のご意見等を聞かせていただければと思います。よろしくをお願いします。

(小野委員)

野上先生、医療従事者云々について、何かご意見があったらご指摘してください。(17頁の)この一番下のマルの、「大学などの高等教育機関やその連合体等への協力を働きかけていくことも考えられる」というフレーズは、二つ目のマルの最後につなげた方がいいかな、と思います。

(内田委員長)

野上先生、どうぞ、よかったら。

(野上氏)

御指名いただき恐縮です。私達医療従事者にとって、医療倫理、医療するうえでの人権という考えが本当に近年、高まってきている。昔、教育を受けた者としては、そういう教育というのはなかなか無かったと思うんですね。ですから、やはり、今だからこそ大事なことで、あえて、骨格標本の問題、これも重要な問題でおろそかにはできないので、今、私達、まじめに取り組んでいる課題でもございますから、それはそれで、また、昨今の旧優生保護法の問題に関しましても、何度でもお話を聞けば聞くほどまたつらい思いが伝わってきて、本当に心を痛めることが多いような事例がたくさんございます。そういうことも含めてではありますけども、本当にそういう問題も含めて、今、社会の潮流として、患者さんの人権ということが大きく取り上げられてきているかと思えますので、そこにハンセン病に対して私たちが反省しなければいけなかったことが、何らかの形で盛り込まれていくといいなと、そのように思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(志村委員)

この医学の問題に入り込むとなかなか難しい問題がある。それはですね、光田健輔という人を、日本の医学界がどう評価・総括するのか。問題は、全寮協がね、これに決着をつけようということをやると、じゃあ私は一抜けするみたいなことが、現実には起こりはしないか、という問題があって、棚上げしたままで、こうなっている。それで、光田の評価をどうするかというのは、小野先生たちはどういうふうに感じていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいし、先生が答えられないなら箕田園長はそのあたりどう考えておられますか。

(箕田委員)

菊池恵楓園の箕田です。志村委員の御指名ですのでお答えしようと思います。私も光田健輔さんについて詳しく知っているわけではないですけども、やはりあくまでも、医療というのは方法論で、それをするのは人間なんです。だから人間がやはり徳を高めて、正しいことができるようにしていくという人間教育がやはり医者である前に必要で、人間教育ができていない人が医者になると、いろんな問題が起こるといふふうに私は理解をしています。

だから、いろいろ評価されている部分、評価されていない部分ありますけども、人としてどういう生き方だったのかな、という、そここのところに関しては、ちょっと評価が難しい部分があると思っています。

(志村委員)

ありがとうございました。

(小野委員)

怒られるかもしれませんが、いろいろ読んではみたことがあります。やはり、一生懸命やった人なんです。一生懸命やったんです。一生懸命やればやるほど間違った方向にいっちゃったんです。

それでパートナーリズムの権化みたいな人ですから、一生懸命やったんだけど、そこがチーム医療としてうまく機能しなかった。光田氏の批判をできる組織がなかった。そこに私は非常に悲しい歴史があるんじゃないかなと思っています。

(志村委員)

お二人の先生から今話を聞いて、ちょっと安心したんです。光田という人は、例えば大正4年からパイプカットをやってきた。ということは、傷害罪に当たると彼はよく知ってる。しかし、患者及び家族が訴訟を起こすということは、彼は高を括っていたんじゃないか。そういうことがあって、それが段々とエスカレートしていったんですね、三

園長証言でも、家族のステルザチオン（断種）もやれ、と。そういうことまでやった。

で、厚生省に対して、文化勲章を剥奪すべきであることを話したこともあるんですよ。天皇陛下が与えた勲章を剥奪できますかね、というのが厚生省の回答だった。それまでの評価を、特に国民自体も文化勲章の価値判断を持つべきだろうと。そうするとハンセン病問題というものが、大きく前進していくんじゃないか。啓発推進に役立つんじゃないか、というふうに考えます。

しかし、熊本県がそういうことを実際に書けるかどうか、となるとね、これは非常に問題が出てきそうな気もせんでもない。そこで私はね、山口県からの方に、わざわざせっかくお見えになった、しかし、防府の方から来られる方も過去にあった。で、防府の市役所でも光田健輔の胸像を市役所に置いて飾ってあるらしいんですが、私の立場から言うと、彼はハンセン病患者に対して、これ以上はない人権侵害をやった、そこで、この寒空にです、さらし首にあっているんだ、と私はそういう評価をしています。

そういうことがあって、防府の市でもどう評価するかという意見があったらしいです。でも反対多数で、名誉市民の称号が与えられているということなんです。だけど、私達からすれば、それはですね、納得のいかないことだと申し上げます。

やはり、光田の評価というものが、どこかでないと、なかなかハンセン病問題というのは、県民の人にも理解しがたいところがあるんじゃないか、というようなことを、現在を通してこう読んでいると、そういう気がして。

わざわざ敵を作るようなことは県の方でやれるわけではないと思うんですが、どこかでやんわりと光田批判というものができればな、というふうに思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。では、法曹界について、委員の先生方、いかがですか。もう少し付け加えることなどはありませんか。

(遠藤委員)

医療界と同じこともあるのかもしれませんが、法曹界でも自分がパターナリストであるということを、どのように自覚化するかが問題ですね。

法曹界でも医学界でも、人の批判というか、お互いに共同でいろんなことを考えながら、あなたがやっていることはおかしいんじゃないか、とか、こういうことはどうなんだろうか、ということをお互いの領域について、もう少しフラットに検証し合うという仕組みがないと、なかなか一人ではそこから抜け出せないんじゃないか、というのが私の認識です。専門家同士となると、皆さん、なかなかお互いに言えないんですよ。

(内田委員長)

専門家という概念について、国際的に言うと、アメリカとヨーロッパでは考え方が全然違うんだと思いますね。

アメリカの場合は、特別な知識とか特別な技術がゆえに、特別な待遇というか特別なポジションにある方が専門家というふうに考えられていて、そのためにトレーニングを

する、というふうには考えられている。

それに対して、ヨーロッパでいう専門家というのは、市民の中で最も市民性を身に付けた方が専門家と考えられている。

先ほど箕田委員がおっしゃたように、まさに人間教育というんでしょうか、その人間教育を受けることを最も必要とされる方が専門家だと思います。フランスの場合、大学で、医学というのを全ての人たちに教える。別に医学部の学生だけじゃなくて全ての人に医学を教えるし、人権も教える。それは基本の基本なので、全ての人に必要なんだ。だから医学の人にも法律を教えるし、法律の人にも医学を教える。一番評価されるのは、その市民性を身に付けているかどうかということで、その市民性という観点から専門家が評価される。こういうふうになっているんですね。

日本の場合は、ヨーロッパ型でもないし、アメリカ型でもない。そこが十分に議論されてこなかったと思うんですね。医学部でもそうだし法学部でもそう。いろんな分野において十分に議論されてこなかった。むしろ国によって作られた制度だということで、十分に自分たちで議論するということがあまりなかった。そういう面があるんだと思いますね。この点も今後の課題かな、という気がしているんですけども。専門家を養成するときにどういう形で養成していくのか。国際的に通用する専門家を養成する場合に、どうしていくのか。今後の課題かな、という気がしています。

(遠藤委員)

私、個々の人権問題については分かりませんが、一例を挙げるとアメリカの「がん治療」のケースで、チームワーク医療をしていて、医師だけでなくケースワーカーとかいろんな立場の専門家が参加していて、その人たちがみんな平等な立場でいろんな意見を出しながら、そこで治療方針を決めていく姿をテレビで紹介されているのを見たことがあります。しかし、日本では、菊池恵楓園でもそうでしょうけど、ある医師の診療方針について、他の先生方がそれに意見を言うとか、そういう場が保障されているんでしょうか。そういうことがちゃんと行われていると、医療も間違いのない形で進んでいく可能性があるんじゃないかなと思います。

だから、医療倫理というのは、お互いを通じた研鑽というか切磋琢磨の中でしっかりとしたものとして身に付いていくんじゃないかと私は思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。今回の家族訴訟もメディアにおいてたくさん書いていただいたということなんですが、メディアについては、ここでもいろいろと書いていただいていますけど、メディアについてご意見があれば承りたいと思いますが。

(志村委員)

メディアの方にはお願いですが、例えば国賠訴訟で、杉山判決が出て、確定判決になった。そうすると、そのことを絶対そこから後退しないように。それから、今度はまだ確定になっていないんですけど、家族訴訟の判決ですね、これについても、確定すると思

うんですが、確定したらそこから後退しないように。

一般論でこうやっていくとまた変なところに、迷路に迷い込んで。そうじゃなくて、やっぱり法というものを厳しくね、やっぱり、確定させる。その上で議論していくという形を是非とっていただきたい、というふうに思います。

それで、一つだけ。これは内田先生にお礼を言いたいのは、前国賠訴訟の会長をやっていた笹雄二（こだまゆうじ）さんですけど、彼はですね、私より何か月か前にね、栗生にいて、弁護士会の方に訴訟を起こしたいということで行ったけど、それを無視されて断られたと。それで、菊池の、熊本の方が、九州の方がですね、内田先生のご尽力もあってですね、訴訟に入った。それを歯ぎしりして、俺が同じことを考えてやってきたのに、弁護士会が取り合わなかったと言って、大変悔やんでいた。

そういうこともあるんだ。専門家といえども、やっぱり一番早いのは、昭和 25~26 年ですね、坂本代議士ですね、熊本から。あの方は中央大学の法学部の教授であり弁護士で、あの先生に一番最初に相談したんですよ、自治会から。すると、そんなこと、らい予防法そのものが憲法に違反するなんていう裁判は、それは無理ですよという話がある。その当時はまだ、ね、戦後 5~6 年しか経ってない状況だったんで、そういうふうに考えられていたものが、実際にはね、予防法が廃止になって、証言台に立てるような状況になったわけだから。

そういう先端の医学の場においてもね、なんかこう精神的なアプローチがあっていいんじゃないか、というふうに思っています。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(遠藤委員)

私は、今、マスコミに対してかなり言いたいことがあります。飛びつきやすく忘れやすい。しかも、分析力が足りないと思います。今度の家族裁判でも、すごく情緒的、感情的に流れていて、例えば、私が読んだ限りのいろんな新聞を拝見していて、原告は勝訴して 3 億 7 千万円も賠償金を勝ち取った、という見出しが出ていましたけれども、561 人の原告に対して、3 億 7 千万円ということは、過半数の 300 人を超える人たちは 30 万円しかもらわないんですよ。しかし 3 億 7 千万円勝ち取った、という見出しを打つと、相当な金額をもらうかのように、みんなは受け取りますよね。これは明らかなミスリーディングだと思うんですけど。もっと冷静な分析がマスコミには必要なんじゃないかと、私は思いますけど。

(中委員)

そこなんです。実は、私のことなんですけども、このテレビを見ていて、弟から、ちょっと来てくれ、というから行きました。そうしたら、「兄貴、おれも 550 万円もらえるのか」と。お前は新聞をもう少し読めよ、あれはあくまでも国に対する請求書と思え、と。そしてまた、地裁で判決は出たけれども、これから国が控訴するかせんか、今、運

動の最中だから、12日までにはわかる、と。

一般の人ですら、ある友達からも、「あらー、550万円、家族の方はいただけるんですね、おめでとうございます」と言われてですね、びっくりしました。ですから、そこらへんをね、国賠訴訟だから、あれは、これくらいは要求してもいいという数字を出しただけで、裁判が下した金は、これこれはこちらですよ、ということを書かないと誤解を与えるな、と思いました。

それと遡ってですね、ホテルの宿泊拒否事件のときに、いろんなミスリードもマスコミにはあったかと思えます。テレビを、少なくとも見た人たちは、菊池恵楓園に女性の支配人が謝罪に行ったのに、拒否をした、ということで、見出しがですね、謝罪拒否というのだけが先行していて、私も実際ここを出て1年半くらい前のときでした。テレビだけを見て、このテレビ間違っている、で、他のテレビを見たらやっぱり誤解を与えるような、そういう報じ方。無理もないです、テレビの場合は1分か2分しか放映しないので、中身の濃いところは伝わってきません。それで私は新聞が来るのが、当日は寝れなくて、新聞を見たけども、新聞を見て初めて真相がわかって、安心しました。

それで、県のこのパンフレットも、熊日の泉さんが書いた新聞記事をね、ずっと入れてもらって。これはやはりどうしても、継続して、毎年このパンフレットに入れてほしいと思えます。で、講演に行って、このことをお話しするときは、もうこればかり話すと30分以上かかりますから、真相は実はこういうことなんですから、パンフレットのこの記事を読んでくださいと私は言うんです。

物事の真実を知らない、真相を知らないから誤解を招いて、差別やら偏見やらいじめも起きるんですから、真実を知ったうえでね、判断して行動してください、と私はいつも言ってます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、5番目の各界と連携した取組の方向性について、いかがでしょうか。27頁からですけど。

(中委員)

先ほど志村委員も言われたように、各界の取組ということは、熊本地裁の判決に出たとおりです。今までは国会議員の不作為と厚生労働省の過失だけでしたけども、これからは法務大臣も文科大臣も一緒になってやりなさい、ということだと思いますので、より幅が広がりましたので、今度は取組みいただけるんじゃないかと思ってます。

(志村委員)

この場はみなさん、まじめな人ばかりなので参加されていると思いますが、家族訴訟なんかについてもね、裏チャンネルの方ではですね、いろんなことがあっているんじゃないかな、というふうに思います。で、今は、これはマスコミではないけど、この、何と言うんですか、第2チャンネルとか裏チャンネルとか、いろんなチャンネルがあるらしくて、私は、友達から、いろいろと書いてありますから、絶対それにはコメントしな

いでほしいというのがありました。だから相当何か出てきているんじゃないか、というふうに思います。

これは、ヘイトスピーチじゃないけど、とんでもない方向にね、現在、進行しているのかなというのがあって、匿名性の中で、お客さんとか言われて、我々の方に降りかかってこなければいいがと思いながら、裁判で支援をやったり、それからマスコミの注文で万歳をやったりしている。「志村さん、派手にやりましたね」とか、裁判の判決の後の報道を見て。ということは、裏チャンネルの方は相当やられているんだろうな、と、そういう何か恐怖感を抱くようなことになる。

しかし、もう老い先短いですから、やれるだけのことはやってという気持ちでおります。何かそういう情報なんか入った場合はですね、注意のメールとかいただければありがたい。

(遠藤委員)

あの一つ。先ほどの話とつながりますし、実は、先ほど内田先生が専門性の考え方について示唆的なことを教えていただいたんですけども、医学界、法曹界、宗教界という社会がありますよね、この社会が、実は自分たちだけの蝸壺のような社会ではなくて、コモンセンスというところに立脚しなくちゃいけなくて、そういった各界の社会というのが、自分たちの世界ではなくて、コモンセンスというところにきちんと立脚することが大事で、一般の人たちも、実はその社会というコモンセンスの中で生きていくことによって、自分の陶冶ということが行われていくんだと思います。

今、コモンセンスの仕組みがとても脆弱になってしまって、社会という中で人が学ばないので、先ほど仰った、閉鎖的な、自分のエゴみみたいなものが吐き出されているんだと思うんですよね。

ですから、各界がお互い連携して、どういうコモンセンスをこの時代に作っていくか、そういうものがこう連携していきながら、一つのところに収れんしていくんじゃないかなと思います。社会が、もう一度作り直される、そういう新しいモデルみたいなことが、考え出されてきている気がします。

(中委員)

あのですね、ちょうどその、判決文も持ってきて見ながらお話ししているんですけども、実は、今度のこの判決の中には、啓発の在り方をですね、具体的に書いているんですよ。マスコミはもちろん、インターネット等も使って、各家庭に、ハンセン病に対する正しい知識の普及を、これを戸別にチラシを配る、さらには各職場、町内会、自治会、老人会等を含めて広報活動をしなければならない。それで、平成8年以降は、アンケートをとって、それでもなおハンセン病に対する意識が間違っていたなら、更に啓発を続けるべきであったと、ここに、判決文にこんなことまで書いてあるんです。

ですから、これからこれが、厚労省、文科省、法務省と幅が広がりましたので、裾野が広がったから、さらにこういうことまで取り組んでいただくと、ありがたいなと思ってます。

(内田委員長)

ありがとうございました。全体についても結構ですので、最後にご発言があれば承りたいと思いますけども。

(志村委員)

いいですか。最後に 36 頁です、最後の「人権教育」という項目で、ネグレクトとかこういう問題が起きてくるというのは、戦後の教育がですね、教育そのものが間違っていたのかどうかという、そういう教育の根幹に触れる、これ問題提起であってですね、これ大変重要な項目だろうと思います。

で、ここまで書けるのであれば、先ほど言ったように、医学の問題について、もう少し掘り下げてもいいんじゃないかな、という評価をするんですが、これに対する県民の評価はどういうものだろうと、これをどういうふうに県民の人たちに知らしめていくか、読んでもらうか、ということが大変大事になって来るんじゃないかというふうに思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。

まだ、たくさんの御意見があると思いますけども、時間の都合上、本日の議論は以上ということにさせていただきますと思います。

本日はたくさんのご意見をいただきました。事務局の方でメモしていただいているかと思いますが、都道府県の取組みはバラバラではないか、効果が上がってないのはどうしてなのかをもう少し掘り下げる必要があるのではないかと、人権侵害の具体例をもう少し盛り込むという形ではどうか、高齢化ということについても別出ししてはどうか、医療倫理の問題についてもやはり人間教育というのはどうなのか、とか。あと、光田健輔さんの評価に少し触れた方がいいのではないかと、メディアについては丁寧な報道というのがやはり望まれるのではないかと、法務大臣や文科大臣も今後は取組の対象というような形で考えてはどうか、開業医の方の中にはまだまだハンセン病についての正しい認識をお持ちでない方もいらっしゃるのではないかと、とか。様々なご指摘をいただきました。これらのご意見の扱いなどについて、事務局の方でご検討いただければありがたいと思います。

本日各委員から出された意見を基に、事務局の方で報告書案作成作業を進めてくださればありがたいと思います。案の作成にあたって各委員に確認事項やご意見を求める場合もあると思いますが、どうぞよろしくお願いします。

また、本日提示されたスケジュールに沿って、次回 10 月開催予定の第 11 回委員会までに報告書（案）を作成、年度内には知事へ報告できるように進めていただければありがたいと思っております。

事務局から具体的に提案等があれば頂戴したいと思います。

(事務局 (佐藤))

まだまだご意見がたくさんあるかと思っておりますので、本日お配りしているたたき台に朱書きで記入いただく方法で7月26日までに事務局までお知らせいただければと思います。そのご意見を取りまとめながら、また、最初にお話ししましたように、私どもの方から各委員の皆様へ、確認とかしていきながら、意見をとりまとめていきます。そういった作業をして、次回10月の第11回委員会でとりまとめたものをお示しして、完成をめざしていきたいと思っています。

なお、本日の議事録作成と併せまして、繰り返しますが、ご意見の確認をいたしますので、ご協力をお願いします。

あと、次回10月予定の期日について、本日わかる範囲で構わないのでご都合を教えてくださいいただければと思うのですが。次回は9月24日から10月4日までぐらいで、このあたりがいいとか言っていただければそのあたりで調整したいと思っています。一応、9月24日から10月4日の間で調整させていただいても構いませんか。

<特に意見無し>

では、その間で、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

【議題3】

(内田委員長)

最後に「その他」ですが、委員の先生方からは何かございませんか。

(新谷課長)

委員のお話の中でも知らないこと、無知ということが、人権侵害につながるということでしたけれども、県の役割としましては、教育委員会とも連携して、やはりそういう「学ぶ機会」を作るということ。お子さんの時から、また大人になってからも、ということで、そのためにはハンセン病問題、人権問題の大切さというものを是非、理解していただくように啓発に努めていきたいと思っています。

熊本県にはこの恵楓園があります。全国の都道府県にあるわけではありませぬので、恵楓園という施設、回復者の方々、そしてまた歴史的資料もございます。今丁度、裁判の判決等があつて、マスコミ等の関心が高まっているところではありますけれども、そういった一時的な関心の高まりなどに関わらず、県としては啓発を続けていく必要があると思っておりますので、いろんな事業のPRについては、マスコミの方にも御理解をいただいて、協力していただければなと思っております。県としては、今後とも啓発については広く呼びかけ続けていきたいと思っております。

(内田委員長)

それではどうもありがとうございました。活発な議論をいただきまして感謝申し上げます。それでは、事務局にマイクをお返しします。

(事務局 (水上))

内田委員長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間の御議論ありがとうございました。

本日、ご議論いただいた内容を基に、次回の委員会では報告書案について御議論いただけるよう作業を進めてまいりたいと考えております。

また、次回の委員会は先ほど申し上げましたとおり、9月24日から10月4日の間と考えております。また詳しい日程につきましては調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、以上で第10回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。皆様お疲れ様でした。

(以上)